

光化学オキシダントのトレーサビリティ体制の構築に向けた 環境大気常時監視マニュアルの改訂について

1. 経緯等

- 環境大気常時監視マニュアルでは、光化学オキシダント自動測定機の校正（値付け）方法は「KI法」によるとされているが、KI法は手分析による方法のため、ばらつきが大きく、精度管理上の問題が指摘されている。また、国際的には「UV法」による校正が標準となっており、平成18年にはJISにおいてもKI法からUV法に変更されている。
 - ※ 「KI法」…中性りん酸塩1%よう化カリウムによる手分析方法
 - 「UV法」…紫外線吸光光度計による方法
- このため、平成20年度に「オキシダント自動計測器の精度管理検討会」において、光化学オキシダント自動測定機の校正方法及びトレーサビリティ体制について検討し、KI法からUV法への変更及びトレーサビリティ体制の構築が提案された。
- 以上を受け、今年度、国立環境研究所や地方公共団体との調整等を行い、トレーサビリティの確保された精度管理体制を整えるとともに、環境大気常時監視マニュアルの改訂を検討した。

2. マニュアル改訂の概要

(1) 「KI法」から「UV法」への変更

オキシダント自動計測器の校正方法を、KI法からUV法に変更。

(2) トレーサビリティ体制の構築

国際的に標準として導入されている（独）国立環境研究所が所有している米国標準技術研究所（NIST）製の標準参照照度計（Standard Reference Photometer :SRP）を一次標準とすることとする。

(3) 運用体制

地域ブロックの拠点（6カ所：山形県、千葉県、愛知県、兵庫県、愛媛県、福岡県）に二次標準器を設置し、各自治体が地域ブロックの拠点において校正を行うこととした（別紙参照）。なお、UV法の適用については、平成22年度を移行期間とし、平成23年4月1日にはすべての測定機がUV法で校正されていることとなる。

